

国土交通省国立研究開発法人審議会傘下の部会の公開方針

各研究所の業務実績評価が議題となる、国土交通省国立研究開発法人審議会の傘下にある土木研究所部会、建築研究所部会及び海上・港湾・航空技術研究所部会においては、「国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則」（以下、「審議会運営規則」）及び「国土交通省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規則」（以下、「審議会公開規則」）を踏まえ、公開の方針を以下のとおり定める。

- 審議会運営規則第七条第三項及び審議会公開規則第七条第一項に基づき、各部会の会議は非公開とする。ただし、報道関係者等による記事活動等を妨げないよう、事前の報道発表による開催案内や報道関係者等による会議冒頭のための傍聴は可とする。
 - ※ 会議冒頭とは、委員紹介、機材使用方法、挨拶等を指すものとする。
 - ※ 各研究所からの自己評価の説明及びそれに対する質疑応答は事実のみであり部外者に傍聴されても特段支障を来さないが、国土交通省内の他会合の慣行等を鑑み、会議冒頭終了後、部外者は退出することとする。
- 審議会公開規則第四条及び第六条に基づき、各部会の事務局（国土交通省）が各部会後速やかに各部会の議事要旨を公表する。
- 審議会公開規則第三条、第六条及び第七条第二項に基づき、各部会の事務局（国土交通省）が部会長の代理で各部会の議事録を公表する。
- 審議会公開規則第七条第二項における「発言者名を記載しないこと等の措置」とは、以下を指すものとする。
 - 各部会の議事録においては、委員及び事務局の氏名はそれぞれ「委員」「事務局」と匿名化し、研究所職員の氏名は役職で匿名化する。ただし、会長、国土交通省幹部、研究所理事長、研究所理事及び研究所研究統括監については、発言内容から氏名を特定可能なため、氏名を公開する。
 - 各研究所の業務実績評価に係る審議を公表すれば、委員による率直な意見の交換が阻害されるため、各部会の議事録においては審議部分を割愛する。
 - ※ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第五項」における不開示情報と同様の考え方。
 - 各部会の議事録においては、委員による事前評価部分を割愛する。
- 審議会公開規則第五条に基づき、各部会の事務局（国土交通省）が配布資料（事前評価結果が記載された資料を除く）を公表する。

国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則

平成二十七年六月十八日
国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十七号）第九条の規定に基づき、国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省国立研究開発法人審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議題を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

（議長）

第三条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第四条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会の会議に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の公開の手続きその他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

（審議会の議決の特例）

第六条 審議会は、あらかじめ議決した事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

3 委員及び議事に関係のある臨時委員は、自己に直接利害関係がある事項については、その議決に加わることができない。

（部会）

第七条 第二条から第四条まで並びに第六条第二項及び第三項の規定は、部会に準用

する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「委員及び当該事案に関係のある臨時委員」及び「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、会長の求めがあった場合には、部会の会議を招集しなくてはならない。
- 3 部会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。
- 4 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月十八日から施行する。

国土交通省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規則

平成二十七年六月十八日
国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十七号）第九条及び国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則第五条第二項の規定に基づき、国土交通省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開の手続きその他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則（以下「運営規則」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の傍聴）

第二条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（議事録）

第三条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

（議事要旨）

第四条 事務局は、審議会の会議終了後、当該会議に係る議事の要旨を作成し、速やかに公表するものとする。

（会議資料の扱い）

第五条 審議会で配付された資料は、原則として公表することとする。ただし、資料を公表することによって審議会の審議の円滑な遂行、当該国立研究開発法人の円滑な運営等に支障が生じるおそれがあるものについては、会長が審議会に諮って、非公表その他の必要な措置をとることができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員退職手当支給に係る業績勘案率に関する資料については、会長は個人情報保護の観点から必要な措置をとることができる。

（部会への準用）

第六条 第二条から第五条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とする。

」と読み替えるものとする。

(部会の会議を非公開とする案件)

第七条 運営規則第七条第三項の規定により、審議会において部会の会議を非公開とすることが適当であると認める案件は、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする。

2 前項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係る議事録については、発言者名を記載しないこと等の措置を講じた上で公表するものとする。

附 則

この規則は、平成二十七年六月十八日から施行する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

平成十一年法律第四十二号

目次

第一章

総則（第一条・第二条）

第二章

行政文書の開示（第三条—第十七条）

第三章

審査請求等（第十八条—第二十一条）

第四章

補則（第二十二条—第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得

した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

第二章 行政文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めすることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができる

るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する

情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ